

契約監視委員会設置要領

裁判所が発注する物品・役務等の契約に関する入札及び契約手続の透明性及び公正性をより一層高めるため、下記のとおり、最高裁判所事務総局経理局に契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

記

第1 委員会の事務

委員会は、経理局長の諮問を受け、裁判所が締結した物品及び役務等（建設工事及び設計・コンサルティング業務に係るものを除く。）の契約に関して次の事務を行う。

- 1 経理局長から入札及び契約手続の運用状況について説明を受け、そのうち委員会が抽出指定した契約に関し、競争性の確保の状況等その適正性について検討し、経理局長に対して意見を述べること。
- 2 指名停止、警告又は注意喚起の措置に係る再苦情申立てについて検討し、経理局長に対して意見を述べること。

第2 委員会の組織

- 1 委員は、人格及び識見に優れ、公正中立の立場を堅持することができる者のうちから、経理局長が委嘱する。
- 2 委員会は3人以上で組織し、そのうち1人を委員長とする。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを定め、委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

第3 会議の開催

- 1 定例会議

ア 第1の1の事務に係る委員会の会議は、原則として、年2回開催する。

イ 委員会は、第1の1の事務に関し、説明を受けた内容、検討した対象契約に係る入札又は契約手続に、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、経理局長に対して意見を述べる。

なお、必要があると認めるときは、経理局長に対し、その内容の公表を求めることができる。

2 再苦情処理会議

ア 経理局長は、第1の2の事務に関し、再苦情申立てがあったときは、速やかに委員会に意見を求める。

イ 委員会は、再苦情の処理につき意見を求められたときは、再苦情処理会議を開き、検討を行う。

ウ 委員会は、イの検討を終えたときは、意見書を作成し、その結果を経理局長に報告する。

また、必要があると認めるときは、経理局長に対し、意見書の公表を求めることができる。

エ ウの報告は、再苦情申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

第4 公表

経理局長は、相当な方法で次の事項を公表する。

- 1 委員の氏名及び職業
- 2 委員会の議事の概要

第5 庶務

委員会の庶務は、経理局用度課及び経理局監査課が処理する。

第6 その他

- 1 委員は、第1の事務に関して、自己又は3親等内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。